

植栽及び緑地管理業務 仕様書

1. 目的

環境調査研修所（以下「研修所」という。）敷地内の植栽及び緑地（別紙参照）について、低木刈込、芝刈、除草を行い、良好な生育の促進と美観を維持し、もって、環境の整備を図ることを目的とする。

3. 業務内容

（1）低木刈込（藤棚 2、屋上緑化 1 箇所を含む）

刈込は、年 1 回、7 月～11 月上旬の間に実施する（刈込時期は樹種に応じた（花芽分化等）時期を考慮し、最も適切と思われる時期に行う）こと。枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原型を十分考慮しつ樹冠周縁の小枝の輪郭線を作りながら刈り込むこと。また、育成状況に応じて必要な場合は、刈込原型を充分注意しながら大刈り込みを行うこと。

（2）芝生地管理

刈込回数は、年間 10 回程度行うこととし、6 月～9 月の間は各月 2 回、また 5 月及び 10 月はそれぞれ月 1 回実施すること。

施肥は、年 5 回、4 月～8 月の間、各月 1 回実施すること。

芝生地の除草については、手取り除草を年 2 回、6 月、1 月～3 月の間に実施し、どうしても除草剤散布が必要な場合（箇所）は、薬害が生じないものを選択し、年 1 回程度、9 月又は 3 月に実施することとする。

（3）草地管理

樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、機械刈りにより、むらのないよう均一に草の刈り込みを行うこと。ただし、地比類が植わっている箇所は、人力により丁寧に除草する。

実施回数は、南に面し生育の早い箇所については、年 2 回行うこととし、6 月～8 月の間に 1 回、9 月～11 月中旬の間に 1 回実施、ただし、北に面し生育の遅い箇所は、年 1 回、時期は、6 月～11 月中旬の間に 1 回実施することとする。

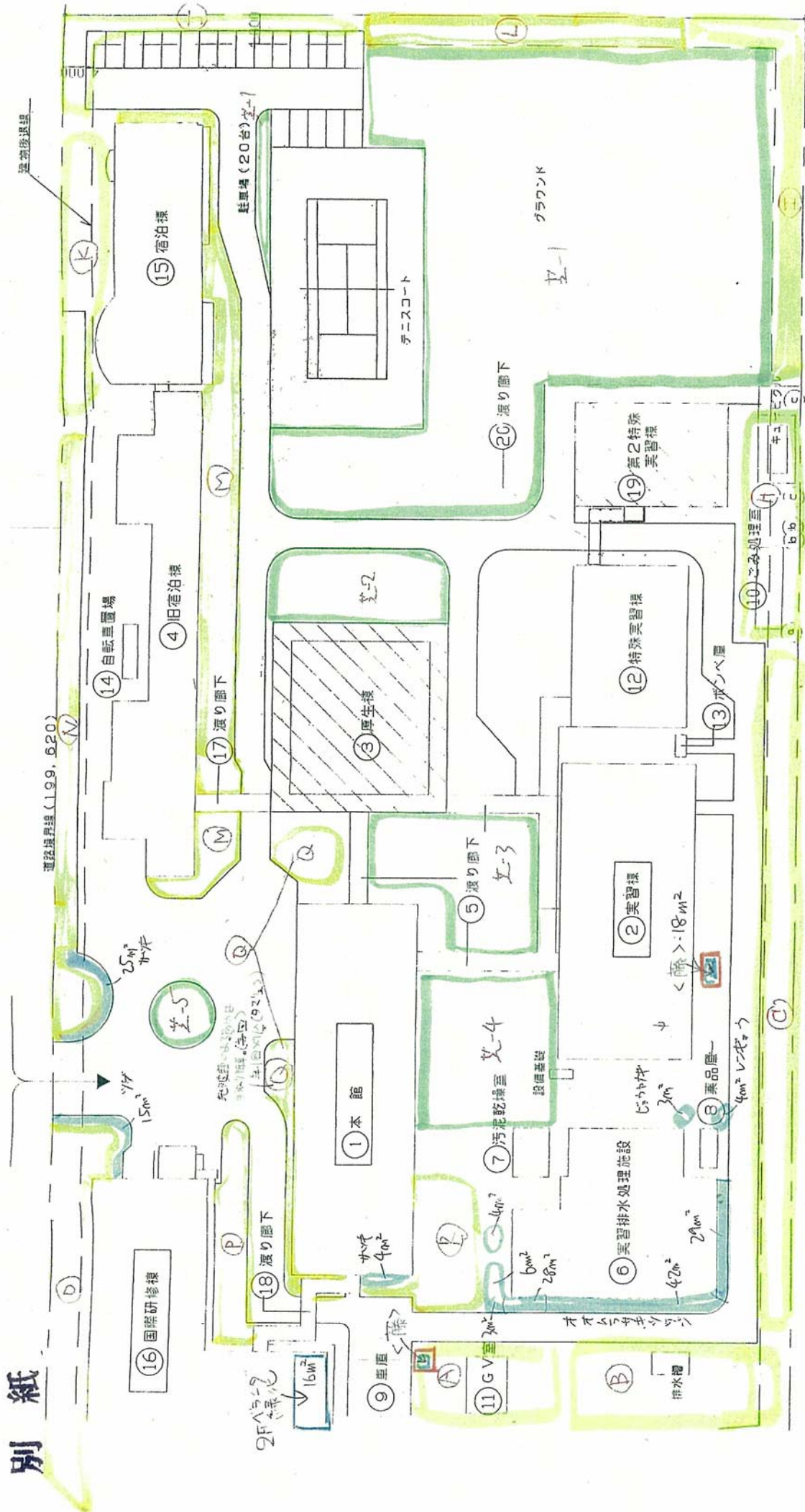
3. 2（1）～（3）の作業箇所は、別紙図面による。

4. 注意事項

（1）作業日を設定する際は、研修日程等を十分に配慮し、研修所担当官と協議する。

（2）作業中は常に注意を払い、災害及び事故防止に努める。

（3）作業により発生した枝葉及び発生材等は場外搬出とし、適切に処理を行う。



敷地境界線 (193, 341)

- 専科部 (3101m²)
- ... 芝生部 (3058m²)
- 佐木部 (現地調査計160m²)
- 藤村部 2.42ha (計333m²)
- 屋上緑化 (16m²)

配置図 1/500

防衛医科大学

名 称		数 量	单 位	单 价	金 额	備 考
除草工面積						
A地区		63.0	m ²			
B地区		125.0	m ²			
C地区		348.0	m ²			
D地区		40.0	m ²			
E地区		100.0	m ²			
F地区		100.0	m ²			
G地区		200.0	m ²			
H地区		60.0	m ²			
I地区		260.0	m ²			
J地区		169.0	m ²			
K地区		180.0	m ²			
L地区		140.0	m ²			
M地区		360.0	m ²			
N地区		280.0	m ²			
O地区		190.0	m ²			
P地区		120.0	m ²			
Q地区		66.0	m ²			
R地区		300.0	m ²			
計		3101.0	m ²			

